

# ほっと すぺ〜す

No.147  
2023・1



全国手をつなぐ事業所協議会ニュース

今号では

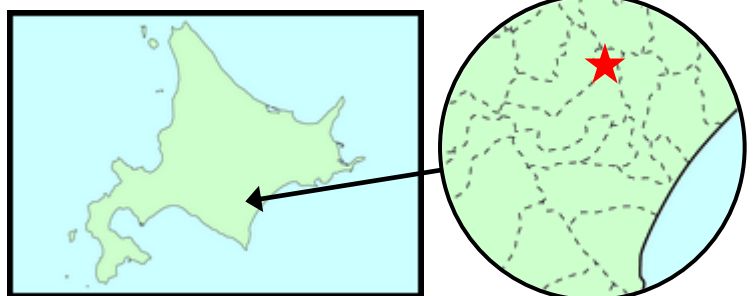
◆「魅力ある事業所づくり研修会～運営力を高める・支援力を高める～」  
(12月3日)を開催しました(北海道ブロック)



【ワークセンターはまなすの皆さん】

全国の事業所から

(特非) 帯広市手をつなぐ育成会  
ワークセンターはまなす  
《北海道 帯広市》



# ほっとすぺ～す

## 今号の目次

No.147 2023年1月発行

- 3  **しっかりと耳を前に向け、未来に向かって！**  
全国手をつなぐ事業所協議会  
理事長 松崎 伸一
- 4  「魅力ある事業所づくり研修会～運営力を高める・支援力を高める～」(12月3日)を開催しました(北海道ブロック)
- 6  動画研修「インボイス制度」を配信しています(東北ブロック・近畿ブロック)
- 8  **全国の事業所から**  
ワークセンターはまなす(北海道 帯広市)
- 12  **編集後記**

### おいせ

### 虐待防止と身体拘束等の適正化の取り組みについて

令和3年度の制度改正で、虐待防止の推進と身体拘束等の適正化推進から、次の取組が令和4年度から義務化されています。気を付けてください。

- ・ 従業者への定期的な虐待防止研修の実施
- ・ 虐待防止委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ・ 虐待の防止等のための責任者の設置
- ・ 従業者への定期的な身体拘束等の適正化についての研修の実施
- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備

※虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなされます。



## 全国事業所協議会より

しっかりと耳を前に向け、未来に向かって！

全国手をつなぐ事業所協議会  
理事長 松崎 伸一

謹んで新年のお祝いを申し上げます

皆様におかれましては、益々のご活躍をご祈念いたします。

今年は令和も5年目を迎えました。初めは慣れなかった令和という年号でしたが、今では日常に溶け込んでいます。その分、平成は遠退きつつあります。昭和に至っては既に歴史になったようです。昭和に青春を駆け抜けた身としては、少々寂しく思うこの頃です。



さて今年は十干十二支で「癸卯」（みずのとうさぎ）年とのこと。この年は前年までの様々なことに区切りが付き、次へと向かう年と言われているようです。そこに成長や発展といった明るい未来が広がっていくと解釈できるようですから期待したいと思います。

振り返るとこの3年間は想像もできなかったコロナ禍に世界中が覆われました。今は徐々にウィズコロナが進み、大混乱は収まってきていますが、まだまだ簡単には終息しそえないコロナ禍です。障害者施設にとっては常にウイルス感染を念頭に置いた、窮屈な毎日となりましたが、もうコロナ禍前のように戻らないことを受け入れざるを得ません。「誰もが地域で当たり前のように暮らす」、私たちはそんな社会を求めて日々奮闘しているわけですが、ウィズコロナの社会の一員として、新しい障害者施設のあり方、新しい生活様式の事業運営に挑戦していくことが必要です。皆さんとともに、次の時代のために、もう一步前へ進みたいと思います。

さて全国手をつなぐ事業所協議会は、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の正会員となりました。一昨年の組織と名称の変更に続き、一連の組織改革に区切りが付きました。今後は正会員として各都道府県・政令市育成会とともに全国手をつなぐ育成会連合会を支えていくこととなります。組織としての自主性を確保しながら、正会員として、地域で暮らす障害児・者の生活の向上と安心して共に生きる地域づくりを目指していきます。

一方、国では障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて議論が進んでいます。居住支援や就労支援をはじめとして、今後のわたし達の事業に大きく影響すると思われる改正案が明らかとなってきました。これに対応して、これからの事業所協議会は政策提言に力を入れていきたいと思っています。会員事業所の皆さんのご協力が不可欠となります。ご協力お願いする次第です。

さあ今年はおうさぎ年です。しっかりと耳を前に向け、未来に向かっていきたいと思えます。

皆様のご支援ご協力をお願いいたします。



## 地区協議会より

# 「魅力ある事業所づくり研修会 ～ 運営力を高める・支援力を高める ～」（12月3日）を開催しました（北海道ブロック）

12月3日（土）、北海道ブロックで研修会を開催しました。

北海道ブロックでは年間2回の研修会を実施しており、今回はその2回目となる研修会で「魅力ある事業所づくり研修会」と題し、「運営力を高める」「支援力を高める」の2部構成で講師をお招きして開催しました。北海道はこの時期、新型コロナウイルス感染の第8波の真只中ということもあり、現地参集とオンライン参加のハイブリッド形式で全道から約100名の会員事業所職員が参加しました。



【当日の現地会場の様子】

第1部では「運営力を高める」というテーマのもと、NPO法人伊達市手をつなぐ育成会会長の小林 繁市 氏より同法人で運営する事業所（就労B、生活介護、相談支援事業）について、限られた時間の中、決算書から、工賃規程、虐待防止の取り組み、人事評価制度や職員給与規程に至るまで駆け足ながらも多岐にわたって説明がありました。小林氏からは魅力ある事業所であるために大切なことの一つに、持続可能な職員集団を作っていくことがまず挙げられていました。そのための職員待遇改善は必須であり、規程の整備やその財源となる加算はとるよう努力しなければならないということをお話されていました。北海道内の会員事業所では、ごく一部しか取得していない”特定処遇改善加算”については同法人の規程を資料に掲載してくれて、他事業所も取得するよう促されていました。

また、現場からの積み上げ方式による民主的な運営体制を作っていく事も大切だとあり、会議や職員同士のコミュニケーションの仕組みづくりについて紹介していただきました。さらには働きやすい環境づくりを目指し、安心で快適な拠点事業所の整備は重要な要素であることも話されています。同法人では3年前に、2億5千万円をかけて事業所を新築したそうですが、働きやすい環境は当然利用者さんにとっても過ごしやすい場所となり事業所の魅力につながるということが話されていました。



【第1部講師の小林氏】

第2部では「支援力を高める」と題し、自閉症の理解と支援について（社福）栗山ゆりの会 ハローENJOY札幌Ⅱの施設長である寺尾 孝士 氏よりお話を伺いました。寺尾氏は発達障害と療育の第一人者と呼ばれた佐々木 正美 氏に師事し、自閉症の方々を支援して50年というキャリアをお持ちで、強度行動障害を伴った方々の支援にも多くの実践

経験のある方です。

寺尾氏からはまず、自閉症の特徴として①人とのかかわり・社会性の特徴、②コミュニケーションの特徴、③イマジネーションの特徴があることを挙げられ、それぞれに具体的なたくさんの例を挙げていただきながら説明していただきました。会場内ではエピソードを聴きながらうなずく方も多く、私自身も事例が紹介されるたびに、自事業所の利用者さんの顔が浮かびどんどん引き込まれていく内容でした。それら特徴を踏まえて、彼らには適切な方法で学習の機会を提供し、生活環境を構造化することが大切であることが話されています。寺尾氏からは、こういう話をするに「施設内をどんなに構造化しても、一歩外に出れば全く意味をなさない」と支援者からは否定的な声を聞くこともあるそうですが、それには断固反論されていました。同氏によれば現代社会において、地域社会は構造化のオンパレードだと表現され「危険サインや交通標識、案内板、自販機の“温かい”“冷たい”など文字や言葉がわからなくても理解できるようなもので溢れている」と話されていました。構造化から取り残されているのはむしろ施設や学校ではないかとも話されています。



【第2部講師の寺尾氏】

同氏は自閉症の方にとって、画像化できない情報は伝わっていないと考えた方が良く話され、「ちょっと」や「やさしさ」「思いやり」などの抽象的な概念を理解してもらうには工夫が必要だとも話されています。さらにその理解を促す方法も個々の特性を把握したうえでの丁寧なアプローチが必要であることも説明されていました。

同氏の経験の中では、強度行動障害の方が自傷行為により頭に骨が見えるほどの深い傷を負い、さらに連れてきた親御さんは指を噛みちぎられ、親子ともども血だらけになって相談に来られたという壮絶な体験談も話されていましたが「行動障害は支援者が作っているという自覚を持たなければならない。ほんとに腹が立つ…」と怒りを込めて悲しい表情で話されていました。

20年前と比べると自閉症の研究は大変進んでいて、支援者がそれを学ぶチャンスはあふれているとし、最後には「無知は彼らの人生にとって罪なことですから、支援者は学び、彼らの人生を豊かにしてあげてほしい」と厳しくも愛のあるエールとともに締めくくられました。

今回の研修ではベテランはもとより、キャリアの浅い職員でもかなり興味深く聞き入ることができ、今後の支援の幅を広げることができたという感想を多数もらっています。魅力ある事業づくりは一人のスーパーマンがいればできるものではありません、支援はチームで、安定かつ継続してできなければなりません。そのためにも、今回のような研修は大変有意義なものであったと感じております。



【北海道事業所協議会の竹田会長】

(北海道ブロック 門内 勇治)

地区協議会より

## 動画研修「インボイス制度」を配信しています (東北ブロック・近畿ブロック)

11月25日に東北ブロックと近畿ブロックの共催により、事業所向け研修会として「インボイス制度」についての動画を配信しています。

今回の研修では、講師として（社福）東京都手をつなぐ育成会 監事、ならびに全国手をつなぐ事業所協議会 監事であり、税理士法人SVCに所属の税理士 菅原 由美香 氏にご依頼しました。



【研修動画より】

インボイス制度は消費税の納付にかかるルールの一つで、2023年（令和5年）10月1日の予定で、国の方では制度導入に向けて準備が進められています。

最初に基本的な消費税の仕組みと、計算方法について取り上げています。

消費税の制度は、製造⇒卸売⇒販売と段階を経るにつれて、それぞれの段階で価格に応じた消費税が賦課されています。消費税を納付している事業所では、商品売上時に「預かった」消費税額から、経費で支払っている消費税額を控除した後の、消費税額の「差額」を税務署に納付するというものです。この納付額を算定するにあたっては、「原則課税方式」と「簡易課税方式」の2種類があり、法人の規模（課税売上高）によっては、届け出をすることにより「簡易課税方式」を選択できます。「原則課税方式」では、それぞれの領収書や請求書の消費税額を積算していくので、事務的な業務量が多くなります。一方、「簡易課税方式」は売上額にかかる消費税額にみなし仕入れ率という係数を乗じて算出することから、事務的な業務量は少なくなります。なお、みなし仕入れ率は業務形態により40%～90%に設定されています。

次は、インボイス制度の導入による変更点について取り上げています。

「インボイス」とは「適正請求書等」（請求書、領収書、納品書、レシートのこと）になり、消費税を納付している事業者で税務署に申請をすることにより、適正請求書等を発行することができます。逆説的な表現をすると、税務署に申請をしない場合には適正請求書等は発行できないということになります。この申請は任意であり強制力はありません。制度導入後に大きく変化する点は、先ほど納付額の計算時に出てきた「経費で支払っている消費税額を控除」について、インボイスに基づく請求書等でないと、仕入れ控除をすることが出来ないということです。言い換えると、インボイスを発行できない事業所の請求書や領収書では、消費税額の計算に利用をすることが出来ないのです。

次にこれらの事を押さえたうえで、事業への影響と、事業所で準備すべきことについて取り上げています。

各事業所では法人規模が異なることから、免税事業者（基準期間の課税売上高が1,000万円以下）、原則課税方式による課税事業者、簡易課税方式による課税事業者に分かれるかと思えます。特に免税事業者となっている場合には注意が必要です。先ほどからのとおり、取引相手の企業では、免税事業者との取引で「経費で支払っている消費税額を控除」できないことから、取引の見直しを相談される可能性も想定しておかなければならないという事でした。

最後に、2023年（令和5年）3月まで、2024年（令和6年）10月までに準備をしておくこととして、次のポイントが示されました。

免税事業者では、（1）売上先との取引継続のために、課税事業者になるかどうかを検討する。（2）売上先から適格事業者に関する問合せがあった場合は回答する。（3）売上先へ発行する請求書等の見直しを行う。（4）事業計画によっては課税事業者の場合が有利になることもあるので検討する。（5）免税＝基準期間の課税売上高が1,000万円以下ということが知られてしまう心づもりをする。

課税事業者では、（1）『適格請求書発行事業者の登録申請』を行う（2023年3月31日まで）。（2）取引先への番号通知を行う。（3）請求書・領収書（レシート）への番号印刷の準備をする。（4）得意先から適格事業者に関する問合せがあった場合は回答する。（5）仕入先が適格事業者に該当するかどうかを問合せし、取引継続を検討する（原則）。（6）簡易課税制度の適用を受けるかどうかを検討する。（7）途中で免税事業者になる可能性があるかを検討する。（8）納税額のシミュレーションを行う。

年が明けて、事業所が免税事業者となっている場合には、このまま免税事業者で継続をするか、新たに課税事業者になるか、の選択が必要になりますので、3月までに十分な検討をお願いいたします。

今回の動画収録は11月25日に実施しており、12月23日の令和5年度税制改正の大綱が発表される前でした。その後の報道では負担軽減策として、1万円未満の取引であればインボイスなしでも控除することを認めることや、免税事業者が課税事業者に転換する場合は納税額を軽減すること等も言われており、今後も制度が導入される10月までに変更が加えられる可能性がありますので、準備も進めながら注意をしてください。

※ 研修動画（62分）URL（配信期限：令和5年2月28日まで）

<https://youtu.be/9wYGkKqB1s>

講義資料は動画の概要欄にURLを記載しています。



# 全国の事業所から

## ワークセンターはまなす 〔特定非営利活動法人 帯広市手をつなぐ育成会〕 （北海道 帯広市）

「ワークセンターはまなす」は、2019年（令和元年）のNHK連続テレビ小説「なつぞら」や2022年（令和4年）の「舞あがれ」の舞台になった、北海道帯広市にある就労継続B型事業所です。



【事業所外観】

澄み切った青空の元に広がる田園風景が北海道らしいと思っています。

はまなすが設立されたのは1980年（昭和55年）で、2009年（平成21年）3月には、それまでの無認可作業所から障害者自立支援法の施行に伴い27名定員の就労継続B型へ移行いたしました。早いもので43年目になります。

当時は就労が困難な障害のある子供たちに働く場を確保したいという熱い思いを持った、帯広市手をつなぐ育成会（当時は親の会）の保護者たちが手弁当で作り上げた作業所でした。「大変だったけれど何とかしなければと思いやってきたの」と先輩のお母さんたちはおっしゃっていました。利用者さん11名、指導員1名、補助員2名のスタートだったと聞いております。

今でもこの精神が生きていて、仕事が多く入ってきたときには、保護者がお手伝いに来てくれます。

地道な努力が認められ、利用者さんが19名に増えた1997年（平成9年）、借用していた建物が老朽化してきたこともあり、市が改築を決断してくれ、現事業所になりました。



【木工作业】



【下請け作業】

さらに利用者さんが増えてきたため、少し離れた農村地帯の中にある季節保育所（農繁期等の繁忙期のみ設置される臨時の保育所）を、こちらも市が改築し、「とつた共同作業所」（現：地域活動支援センター）として15名定員で2002年（平成14年）に開設いたしました。

仕事内容は、自主製品の木工、縫製、企業から受注される下請け（菓子箱折り、スリッパ磨き、自動車部品の箱磨き等）、そして帯広市の総合福祉センター「グリーンプラザ」の清掃を社会福祉協議会より受託しています。



【清掃作業】



【縫製作業】

障害があっても一人の人間として当たり前の人生を歩んでほしいと願い、仕事だけではなく生活訓練や社会参加事業を行い自立の道へと導くことを目的にして現在25名の利用者さんと9名の支援員が毎日元気に仕事をしています。

3年続いているコロナ禍の中、不便や課題もありますが、様々な困難を乗り越えてきた先輩の思いを絶やさぬようこれからも頑張っていこうと思っています。

（特定非営利活動法人 帯広市手をつなぐ育成会

ワークセンターはまなす 所長 畑中三岐子）

## 『手をつなぐ』新規購読募集中

### ●最先端の情報をお届けします

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会の賛助会員としてお申し込みいただくと、特典として『手をつなぐ』を毎月お届けします。知的障害のある人の生活に関する問題や福祉施策の最新情報から、全国各地の先進的な取り組み、著名人によるエッセイなど、情報がつまった『手をつなぐ』をぜひご活用ください。



賛助会費(年間) 4,100円

※賛助会費（年間）は前納制です。月割の支払などはできません。

※年度途中のお申し込みの場合、『手をつなぐ』は該当年度4月号まで遡ってお届けします。単号のみお求めの場合は、（一社）全国手をつなぐ育成会連合会までお問い合わせください。

※年度途中で終了する場合は、原則として賛助会費の返還には応じかねます。

※正会員（都道府県育成会等）を通してお申し込みいただいた場合は、賛助会費（年間）が3,900円となります。その場合、『手をつなぐ』はお申し込みいただいた都道府県育成会等よりお届けします。

《お問い合わせ先》 （一社）全国手をつなぐ育成会連合会  
電話 03-5358-9274

# 知的障がい児者・自閉症児者の 生サポは 家族の安心を支えます

- 日常生活に関する相談支援
- 就労に関する相談支援
- 権利擁護に関する相談支援

の3事業を実施しています。

当会にご入会いただくと、知的障がい児者、自閉症児者のための病気やケガの総合補償制度をご利用いただけます。

## 主な補償内容

病気やケガで入院したとき  
入院給付金

賠償責任を負ったとき  
個人賠償責任保険金

ケガをしたとき  
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金  
(地震・噴火・津波によるケガも対象)

虐待・逮捕・勾留に対応するとき  
弁護士費用等補償  
※プランによって補償します

病気で死亡したとき  
疾病葬祭費用保険金  
※プランによって補償します

就労中に他人にケガをさせたり  
物を壊してしまったとき  
職業従事中事故対応費用補償  
※プランによって補償します

※上記は概要ですので詳細は下記までお問い合わせください。

## ●生活サポート総合補償制度の主な特長●

- ▶入院給付金は既往症の病気、てんかんも補償。
- ▶全国の団体を通じてのご加入のため、多数割引が適用され、個人加入の場合に比べて保険料が割安です。
- ▶取扱代理店は、知的障がい児者や自閉症児者への保険の販売において、30年以上の実績があります。

生活サポート総合補償制度は…

全国で約149,000人のみなさまにご利用いただいている補償制度です。



AIG損保の普通傷害保険

## 生活サポート総合補償制度

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、  
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット

### 保険のお問合せはこちら

■担当代理店・扱者  
株式会社 ジェイアイシー  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11  
新宿三井ビル2号館2F  
TEL: 03-5321-3373 FAX: 03-5321-4774  
受付時間: 午前9時～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社  
AIG損害保険株式会社  
<https://www.aig.co.jp/sonpo>  
東京第二プロチャネル営業部  
〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階  
TEL: 03-6894-9110  
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

### ご入会のお問合せはこちら

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会  
連絡先はTEL又はホームページにてご確認ください。  
TEL: 03-5577-6351 <http://www.zensapo.jp>  
加入窓口は全国の全国知的障害児者生活サポート協会傘下の  
各都道府県団体の事務局となります。

2021年12月現在の内容です。(D-005640 2023-03)

病気やケガが絶えない…  
成人病や生活習慣病に備えたい…



他人の物を壊してしまった…



このようなお困り事に  
心当たりがある方に…



虐待・雇用現場での差別など  
人に相談しにくい悩みがある…

障がいのある方とご家族へ



ぜんちの

あんしん保険

少額短期健康総合保険(海杏知保)2019年創設

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

知的障がい・  
発達障がい、ダウン症、  
てんかんの有る方、  
ご家族に

弁護士が  
全面的に  
サポート

特別支援教育を必要とされている方へ



ぜんちの

こども傷害保険

権利保護賠償付傷害保険 2019年創設

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、  
弁護士がサポート



※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。  
ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階

0120-322-150

平日9時～17時/土日・祝日・年末年始を除く

URL: <http://www.z-kyosai.com/>



ぜんち共済株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第14号

【2020年1月作成 19-TC06633】

## 編集後記

例年、この時期になると北国の雪情報をテレビで見ますが、暖かいイメージの沖縄の1月平均気温は約17度で、最低が12度、最高は25度弱です。



県民のダウンジャケット保持者が多い理由をよく聞かれますが、1mの風速で体感気温が1度下がると言われ、冬の沖縄は強い北風により10度を切る体感が多いのです。それでも何故と問われれば、寒がりが多いだけかな？

9月に障害者国連権利委員会より総括所見が公表され、「脱施設化」やインクルーシブ教育を求める旨の「分離教育」への勧告がありました。共生社会への趣旨は十分に理解できますが、日本の障害施策の現状を顧みれば、その対応には課題が山積です。言葉遊びのようですが、「分離」を偏見などによる不利益な形式ではなく、違いにより分ける「区別」と言う捉え方でも良いかとも思いますが、「人の平等権」を主張された場合は、システム（体制や仕組み）との捉え方では如何でしょうか。さもなくば、障害施設・事業所の存在意義まで問われかねない気がします。

今年が皆様にとって良い年でありますように、心から祈念いたします。

（九州・沖縄ブロック 田中 寛）

全国手をつなぐ事業所協議会ニュース  
『ほっとすぺ～す』2023年1月号  
(通巻147号)  
2023年1月15日発行

【編集・発行】  
全国手をつなぐ事業所協議会  
岩手県盛岡市下飯岡15地割77-3  
TEL 019(613)7200 定価100円

コピー用紙 定期配送サービス  
もっと便利に！  
もっとたくさん！

ウチダシステムズの通販をご利用頂ければ、  
事務用品・衛生用品などが  
全国手をつなぐ育成会連合会  
事業所協議会様向けの特別価格で  
お安くご提供できます！

### ポイント①

760万以上の商品を  
「事業所協議会の皆  
様だけの特別価格」  
でご提供します！

### ポイント②

最短翌日配送のス  
ピードで欲しいものが  
直ぐに届く！  
※一部、対象外の地域有

### ポイント③

請求書を科目や事  
業毎に分けることが  
出来るので経理業務  
が楽に！



ご相談は下記までお問合せ下さい。  
株式会社ウチダシステムズ 福祉施設営業部  
TEL : 03-3537-0888